

令和2年5月8日

一般社団法人  
医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

緊急経済対策における厚生年金保険料等の猶予制度に関する周知について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難な場合に納付を猶予する制度を講ずることとなりました。当該措置内容を周知するため、厚生労働省のホームページに関連ページを設け、各特例に関する申請書や手続関係を掲載しております。

つきましては、以下のURL等を、貴協会のホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などにより広く周知広報いただくようお願いいたします。

●社会保険料に関する措置

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

トップページ > 社会保険料の納付等について